



発行
平塚らいてうの会
〒112-0002
東京都文京区
小石川
5-10-20-5F
TEL・FAX
03-3818-8626

平和とジェンダー平等の実現に向かって

2026年・節目の年を前に

平塚らいてうの言葉を改めて読んでみました。

(前略) 新憲法の実施によって(中略) 封建的な男女差別の撤廃、男女平等の実現が、国法の根本理念として、法制上にもはっきり掲げられたのです。(中略) もう一つの大きなよろこびは、この新憲法が永久平和をねがい、軍備の撤廃、戦争放棄を宣言する平和憲法として生まれたこと(中略) その日からまだわずか二十年たらずの間に、日本はなんと大きな激動にさらされてきたことでしょうか。(中略) 憲法改悪をねらう汚れた手から、あくまでも憲法を守りぬかなければならないと覚悟しております。

〔憲法を守り抜く覚悟〕『憲法会議通信』1966年2月発行 『平塚らいてう著作集7』

らいてうの晩年に書かれたこの言葉は現在の私たちにまっすぐにつながっていると思われま

迎春

昨年、らいてうの会総会では、ウクライナ、ガザでの戦争終結を願って、『声明』を決議し、上田のらいてうの家の入口に

「らいてうのころざしを生かし、ガザ・ウクライナ・世界に平和を」の看板を立てました。この看板は地元の信濃毎日新聞で報道されました。いま日本は、「戦争をする国づくり」の新たな段階に入ろうとしています。日本を米国の対中国軍事対決の直接の拠点とするための施策が進められ、自衛隊を米軍の指揮下に置く、そのために防衛費をGDPの2%にする大軍拡が必要とされ、国民生活への圧迫は明らかです。

そして、戦争は、ジェンダー平等を否定する上に成り立つとの思いを強くしています。日本に根強く残る家父長制の名残を正し、憲法の個人主義(個人の尊重、個人の尊厳)を強めていくことが求められています。

10月に、女性の権利の「世界の憲法」といわれる国連の女性差別撤廃条約の日本報告審議が8年ぶりに行われました。日本から日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク(JNNC)の84人をはじめとする120人を超えるNGOの人々が傍聴、ロビー活動を行い、それを反映して、多くの

勧告が日本政府に対してなされました。国会が、憲法に基づく論議の場としての機能を回復して、女性差別撤廃条約を実効あるものにする選択議定書の批准、国内人権機関の設立、経済団体も含めて求める声広がっている選択的夫婦別姓など、勧告の実行に向けて検討を進めるよう注視し、働きかけていきたいと思います。

昨年は、らいてうの家に杉井静子弁護士、JNNC世話人の山下泰子さんをお迎えすることができました。日本の近代女性の歩みを現在に近づける場として、らいてうの家を充実させていきたいと思ひます。また、上田地域の人々に家を開いて活用していただく方向を検討しています。

2026年は、らいてう生誕140年、らいてうの会25周年、らいてうの家20周年という節目の年です。これからつながる企画を考えていきたいと思ひます。皆さんのご意見をどうぞお寄せください。(代表理事 三留弥生)

らいてう講座 国際基準のジェンダー施策へ CEDAWの勧告をどう生かすか

2月1日(土)13:30~15:30
全労連会館304・305会議室

【報告】

日本婦人団体連合会副会長
柴田真佐子さん

会員500円 先着30名
お申し込みはFAXまたはメールで

NPO 法人平塚らいてうの会
ホームページはこちらから→
raicho@nifty.com



国連女性差別撤廃委員会から厳しい勧告

総括所見を生かし、ジェンダー平等を



日本の審議をした委員たち。右から4人目は委員長（スペイン）、2人目は林陽子元委員長＝10月17日 ジュネーブ

国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）は10月17日、スイス・ジュネーブの国連欧州本部で8年ぶりに日本の女性差別撤廃条約の実施状況報

告を審議し、30日に総括所見を発表しました。婦団連は日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク（JNNC）、84名

参加）に結集し、21名の代表団が審議の傍聴・ロビー活動を行いました。日本政府は岡田恵子内閣府男女共同参画局長を団長とし、7省庁など34名でした。

日本から一日がかりでジュネーブに到着したのは14日朝8時。国連に直行し、午後の非公式NGO会議に参加、JNNCと日弁連が分担して発言しました。16日は、昼食時にNGOが非公式会合を自主開催しました。代表団は、事前にNGOレポートを提出し、会合や審議傍聴の中間には直接委員にチラシを渡し、ロビイングをしました。

審議は17日に5時間かけて行われました。まず日本政府代表団がこの間の取り組みを報告し、条約の1条から審議が行われます。委員はNGOレポートや前日までにNGOが提供した情報をしっかり読み込んで、具体的な記述やデータ、事例を用いて、多くの質問を政府に投げかけました。しかし、政府の回答は、法令の関連部分の読み上げや従来の内容の繰り返しが多く、傍聴席からは失望の声が漏れました。

婦団連のジェンダー4署名

すべての項目をきびしく勧告

- ① 女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准について、政府は従来からの回答「真剣に検討」を繰り返すのみで、委員からは「批准の検討に時間をかけすぎている」と、「早期批准」が勧告されました。
- ② 選択的夫婦別姓制度は4回目の勧告。委員

から鋭い質問が出て、政府は世論調査の結果や「通称使用を進めている」と述べるだけでした。この勧告は、3回目のフォローアップ項目（2年以内に実施状況を報告しなければならぬ）となりました。

- ③ 日本軍「慰安婦」問題では、政府は「条約批准前のことなのでCEDAWで扱うべき問題ではない」と発言。「被害が続いている限り委員会は取り上げる」と厳しく指摘され、被害者／サバイバーの権利の包括的対処が勧告されました。

- ④ 「女性の経済的自立促進のため」の「所得税法第56条改正」も再度勧告されました。

勧告の実行でジェンダー平等社会の実現へ

勧告は、その他、国内人権機関の設立、ジェンダー平等省の創設、男女の賃金格差解消、沖縄米兵の性暴力の防止・加害者処罰・被害者補償（初勧告）、女性・市民社会団体との連携推奨、包括的セクシュアリティ教育の推進、同性婚の実現など、多岐にわたり、この間の女性・市民の声や運動をしっかりと反映しています。

選択的夫婦別姓は先の総選挙で争点になり、国会の構成も変わりました。政府が条約の履行に努め、CEDAWの勧告を誠実に実行することがジェンダー平等社会の実現につながります。そのため運動を強める決意を新たにしています。

（婦団連副会長 柴田真佐子）



旧北国街道を歩く参加者=10月7日

の参勤交代の道
でした。江戸初
期には3000
人から4000
人の行列にな
り、江戸後期で
も2000人に
もなつたそう
で驚きです。細
い街道沿いには、
古い蚕室のある
大きな家や土塀

森のめぐみ講座 10月7日
歴史散策
北国街道を歩くー塩尻地区

しなの鉄道の西上田駅に、10人が集まり、郷土史研究家の宮下勝江さんのお話を聞きました。駅前の新しい案内看板に「蚕都 しおじり 心やすらぐまゆの里」の地図が描かれています。宮下さんたちの研究会で作ったそうです。当日、喉を痛めておられた宮下さんの代わりに塩尻地元の沓掛美知子さんが案内してくれました。

始めに、江戸元禄年間創業の沓掛酒造で、お酒の出来るまでのビデオを観ました。蔵元の若い杜氏さんが地酒を作る様子が分かりました。

沓掛酒造のすぐ裏に北国街道の細い道が続いています。この街道は、江戸と信越、北陸を結ぶ主要道路で、善光寺参りの人びとや加賀藩や諸大名

が立ち並んでいます。その家々の屋根には「ねこ瓦」というユーモラスな猫の顔の瓦がのつています。蚕室にネズミが入らないようにとの願いからなのでしょう。この珍しい瓦を残そうとの話もあるそうです。

加賀前田公の休息所（清水宅）の殿様が使った厠を見ました。庭の見事な松の木の横の「厠」は畳敷で、漆塗りの便座があり歴史を感じさせられました。

旧街道沿いには黒い立派な長屋門など見どころが幾つもあり、2時間の散策で繭の里の歴史を感じました。10月にしては蒸し暑い日でしたが高台に登ると、千曲川の対岸までが見えました。千曲川からの強い風と地形が蚕種を育て、蚕都となったのだという説明を思い出しながら、眺めました。また訪ねてみたい繭の里でした。

（木村見江）

家庭科教育とジェンダー

高校家庭科では、多くが4〜5月の期間に、家族に関する法律を学んでいる。

教科書には、明治民法と現行民法の比較の表があり、「家」制度に基づく理念によって、個人の権利が制限されていた時代を想像する。戸主の権限が強く、原則男性であったため親権や相続、財産管理などの権利が女性にはなかったこと、夫婦は同姓（夫の姓）、など、法律での「男尊女卑」、家父長制と夫権の二重の支配の実情を学ぶ。

1947年日本国憲法施行に伴う民法の改正により、「家」制度は廃止された。家庭科では「時代に応じた民法改正」として、2013年「非嫡出子の相続分差別の撤廃」、2016年「女性の再婚禁止期間の短縮」、2018年「女性の婚姻最低年齢の18歳への引き上げ」などを扱っている。

選択的夫婦別姓制度・家事分担について内閣府世論調査のデータと比較して、2023年度担当講座でアンケートを実施したところ60%以上が賛成と答えたが、自由記述では「料理が上手な女性と結婚したい」「子どもは母親が育てたほうが良い」など、「性別役割分業」の刷り込みもみられた。

*

小世帯化が進む中、生まれ育った家族（生育家族）だけが、家族の生活スタイルである。DVや虐待、ネグレクト、ヤングケアラーの実態を自覚していない場合もある。よりよいライフプランを持つてぬまま若年出産に至る生徒もいる。

高校生までは実感しないジェンダーバイアスを、就職後、結婚後に感じることもあるだろう。衣食住の実習、子どもや高齢者との関わり、経済的自立について学び、考え、憲法25条「健康で文化的な最低限度の生活」を追求し、性にとられない自分らしい生活を営む力を養い、誰でもが尊厳を持った「個人」であるということを理解し、自分の人生を切り開いて欲しいと願っている。

3月で県立高校教諭を退職し、「平塚らいてうの会」に加えていた。今後は会の活動を通して学び、伝え、実践していきたいと思っている。

（櫻井幸子）

シリーズ No. 4

らいてうの家が できるまで

本格的募金活動始まる

2000年に「平塚らいてうを記念する会」が主催した「らいてう忌四阿高原バスツアー」によって、「らいてうの家」建設の機運が地元には伝わりました。シリーズNo.3では、2004年夏の地元の募金活動のようすを書いていただきました。今回は、その年1月1日付けの「平塚らいてうの会ニュース」を再掲します。いよいよ家の構想が固まり、「らいてうの家建設募金」が始まることを伝えていきます。

志をつなぐ場として

さまざまな議論を重ねてきて、この「らいてうの家」建設の構想にたどりつきました。これはまさに、五年前の本会が初心に掲げた目標にほかなりません。二十一世紀に、らいてうの志をつなぐ場として、今ここに、私どもは「らいてうの家」建設に全力をあげて取りくむ所存でございます。

どうぞ、ぜひ、皆さま方の熱烈な賛同のもとに、所期の目的実現の達成をとながって、新春のごあいさつを申し上げます。

会長 小林 登美枝

第43号 2004年1月1日

平塚らいてうの会



「らいてうの家」建設募金はじまる

らいてうが生前購入した長野県真田町四阿（あずまや）高元の約四百坪の土地に、らいてうゆかりの品や資料、写真などを展示し、また学習や小集会のできる山荘風の建物（仮称「らいてうの家」）を建てることになり、建設募金よびかけ人を広くお願いすることになりました。目標は五千万円。らいてう生誕百二十年にあたる二〇〇六年の完成をめざしています。らいてうは「七十ともなったら野の花、野の鳥とも親しみたい」と願っていました。きびしい情勢がそれをゆるしませんでしたが、その地が、らいてうの志を継ぐ者たちの学びの場ともなれば、らいてうの遺志にもかなうことでしょう。

訃報

らいてうの家を心の居場所として大事にしてくださった山田修さんが8月23日に逝去されました。家を守るお手伝いをしたい、きちんと手入れをしたいと、妻の裕美さんと関西から車で何度も来館し、デッキや壁など様々なメンテナンスをしてくださいました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

【事務局日誌】

- 10月6日 森のめぐみ講座 庭の笹刈り、草刈り
- 10月7日 旧北国街道巡り 講師・宮下勝江さん、杓掛美知子さん
- 10月10日 第2回代表理事会（オンライン併用）
- 10月17日 資料整理
- 10月29日 りいてうの家 大掃除・水拭き
- 10月30日 ワックス塗り・反省会・展示収納作業
- 10月31日 展示収納作業
- 11月14日 展示資料を真田公民館に預ける
- 11月14日 りいてうの家冬季休館
- 11月25日 東京らいてう講座担当者話し合い
- 11月25日 第4回理事会（オンライン併用）
- 11月25日 女性に対する暴力撤廃国際デー（於イストラエル大使館前）
- 11月28日 資料整理
- 12月12日 第3回代表理事会（オンライン併用）
- 12月21日 第16回「平塚らいてう賞」贈賞式（於日本女子大学新泉山館）
- 12月26日 パネル検討委員会・資料整理